



路線価

毎年7月1日は国税庁より路線価が発表されます。相続税や贈与税を申告する際の土地の評価の基準として使用します。地価変動などを考慮し、国土交通省の地価公示価格等を基にした時価の80%程度で算定していると言われております。

今年、令和3年分の路線価は全国約32万地点(標準宅地)の**全国平均対前年比で0・5%マイナス**となり、6年ぶりに下落となりました。

オリンピック需要で地価の上昇が期待されるはずでしたが、昨年は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、大都市圏では活動自粛や飲食店の営業時間短縮要請が続いたこと、観光地では外国人観光客の減少が今回の路線価の下落に大きく影響しております。

路線価は毎年1月1日時点での評価としております。そのため、令和2年分の路線価は新型コロナの影響が反映されていなかったため、コロナ禍で地価が大幅に下落した大阪市の一部の地域については、路線価発表後に減額修正(補正)しております。こうした特別対応はバブル崩壊後、リーマン・ショック後も行っておらず、激甚災害以外の要因で路線価の減額修正を行ったのは昨年初めてとなります。

国税庁は、令和3年分も、広範な地域で地価が大幅に下落し路線価が地価を上回る状況になった場合は、路線価の減額補正や申告期限の延長も検討しております。

都道府県別では、下落した都道府県は39県でした。昨年は26県で13県増加しております。

路線価の全国1位は36年連続で東京都中央区銀座5丁目の文具店「鳩居堂」前の銀座中央通り。1平方メートルあたり4272万円です。しかし前年比では7.0%下落となり、9年ぶりにマイナスとなりました。

(芝事務所 山本 修)

電子帳簿等保存制度の見直し

昨今電子帳簿の保存が話題となりますが、要望があるにもかかわらずなかなか実行に移せません。理由は電子帳簿の要件が非常に厳しいからです。コロナウイルス感染対策としてテレワーク推進、経理の電子化に対応するには制度の柔軟化が求められていました。

今回の改正では、これまで企業の電子帳簿保存法への対応の大きなハードルとなっていた要件が廃止、緩和されました。

1.承認制度の廃止

制度を適用するためには、開始する3か月前までに所轄税務署長に事前に承認をもらう必要がありました。この事前承認制度が廃止されたことで、承認申請書に必要な書類である利用するシステムの説明書、事務手続きに関する書類の用意など承認に向けての準備が不要となり、**準備の手間もより少なく、すぐに、書類の電子化・スキャナ保存を始められる**ようになります。

2.タイムスタンプ要件の緩和

受領者本人がスキャナで電子化する場合には自署の上、3営業日以内に他者が照合してタイムスタンプを付与する必要がありました。それをさらに**2か月以内+7営業日以内に定期検査を受けることで改正後は、最長2か月以内という余裕のある期間内に**、電子データを正しく保存できるシステムに保存をすれば、**タイムスタンプの付与は不要となりました。タイムスタンプにかかる作業負担も軽減**されます。(次ページのイメージ図参照)

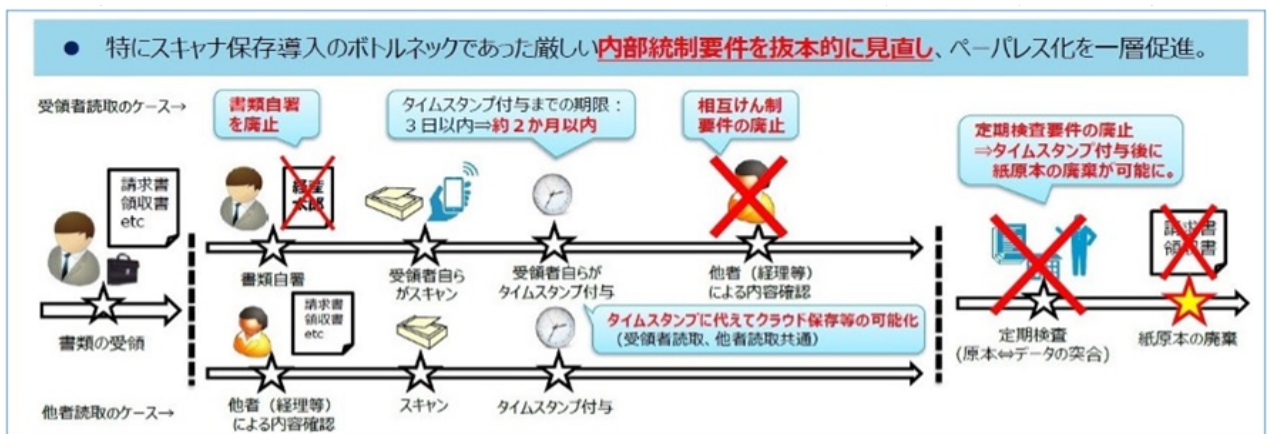
信頼性の高い電子帳簿(優良な電子帳簿)を利用している場合で事前に税務署へ届出書を提出した場合は、優良として扱われ、修正申告時には過少申告加算税を5%軽減されます。個人事業者の場合は青色申告特別控除を10万円上乘せして65万円控除とします。

この制度は令和4年1月1日から適用されます。

電子帳簿の保存要件の概要		改正前	改正後	
(総勘定元帳、現金出納帳、仕訳帳、補助簿等)			優良な電子帳簿	その他の電子帳簿
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	—
通常の業務処理時間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	—
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること		○	○	—
システム関係書類（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること		○	○	○
保存場所に、電子計算機(パソコン等)、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、記録事項を画面・書面に整然とした形及び明瞭な状態で速やかに出力できること		○	○	○
検索要件	① 取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること ⇒改正後の記録項目：取引年月日、取引金額、取引先に限定	○	○	—
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○	○*1	—
	③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索	○	○*1	—
改正後追加	税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていること	—	○*1	○*2

*1 税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに、保存義務者が応じることができる場合は、検索要件②③の要件は不要となります。

*2 優良の要件を全て満たしている場合は、ダウンロード要件は不要となります。



サーバーメンテナンスのお知らせ

月末に当社のメールサーバーの切り替えを行いますので、念のため7/30夕方から8/2午前までは、重要なメールの送信をお控えいただくようお願い申し上げます。

(芝事務所 樋口 太)